

事 業 者 殿

一般社団法人 宇都宮労働基準協会 会長



テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育(学科)

令和 6 年 2 月から、貨物自動車の荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在し安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第 59 条第 3 項の特別の教育が必要な業務とされます。

会員事業場からの要望により、下記のとおり、当該特別教育を実施いたします。当該特別教育は、学科教育(4 時間)、実技教育(2 時間)の実施が安全衛生特別教育規程で規定されています。しかし、テールゲートリフターは、アーム式、後部格納式、垂直式等多くの種類が流通しており各企業で実際に使用しているものを対象に実技教育(2 時間)を実施することが安全上有効であることから今回の教育は学科教育のみといたします。各企業において、適正な実技教育※を 2 時間以上実施し記録を保管してください。なお、各企業で実技教育の講師を行う方も学科教育の受講をお勧めいたします。

記

- 1 開催日時 令和 6 年 2 月 27 日 (火) 受付開始 9:00~ 講習 9:25~:15:00
- 2 会 場 栃木県護国会館 宇都宮市陽西町 1-37 (電話 028-622-3180)
- 3 受講料 受講料 11,000 円 (税込)、テキスト代 990 円 (税込)、合計 11,990 円
当協会会員 8,800 円 (税込)、テキスト代 990 円 (税込)、合計 9,790 円
(注) 開催 1 週間以内のキャンセルによる受講料は原則としてお返しいたしません。
- 4 申込方法 一般社団法人宇都宮労働基準協会(宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4F。電話 633-4133 FAX 633-8507) へ別紙申込書にて FAX 送信で予約の上、受講料を添えて申し込んで下さい。協会窓口へ現金持参・口座振込でお願いします。
振込口座 *栃木銀行・本店・普通預金・口座番号 2787331・一般社団法人宇都宮労働基準協会
- 5 申込締切 令和 6 年 2 月 8 日 (木)
- 6 定 員 60 名 (定員になり次第締切ります。申込み総数が少ない場合は中止となる場合があります。)
- 7 その他
全科目受講した方には、修了証を交付いたします。所属企業に対しては、受講証明書を交付いたしません。申込用紙には、氏名等を楷書で正確に記載してください。当日は、受講票(受講料納付を確認後郵送等により交付します。)、筆記用具を持参してください。なお、近隣に飲食店が少ないため弁当等の昼食を用意いただくのが無難です。受講者にお伝えください。

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育 受講申込書

【FAX：028-633-8507】

※事務局記入欄
※事務局記入欄

令和 年 月 日

一般社団法人 宇都宮労働基準協会長 殿
 下記の者について受講を申し込みます。

事業場名(企業名)		
所在地	〒 ー	
電話・FAX	電話；	FAX；
担当者職氏名		
事業の種類	製造業（ 製造）・建設業・電気業・ガス業・自動車整備業・その他	
受講No. (※；事務局記入)	(ふりがな) 受講者氏名	住所
	生年月日	
No.	()	〒
	(昭・平 年 月 日)	
No.	()	〒
	(昭・平 年 月 日)	

テールゲートリフター特別教育受講票 ※ 第 号； 殿 第 号； 殿 令和6年2月27日(火) 9:00 受付開始、9:25 講習開始 【会場】 栃木県護国会館 宇都宮市陽西町 1-37 (028-622-3180) 一般社団法人 宇都宮労働基準協会長 (電話：028-633-4133) ※ 近隣に飲食店がすくないため弁当等を持 参されるのが無難です。	領 収 書 令和 年 月 日 殿 領収金額 円也 内訳 (税抜金額合計 円) (適用税率10%消費税額合計 円) 但し、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育受 講料 名分として (テキスト代を含む。) 上記の金額正に領収いたしました。 宇都宮市築瀬町 1958-1 一般社団法人 宇都宮労働基準協会長 適格請求書発行事業者登録番号 T8-0600-0500-1303
--	---

受講料の納付方法；【現金持参】 【現金書留】 【口座振込】 月 日予定 (○で囲んでください。)

* 受講料は申込締切日 (令和6年2月8日 (木)) までに納付願います。